

作品の使用について

同人サークル アイシーエス

平成 29 年 1 月 1 日

概要

「アイシーエス」(以下「当サークル」)の製作物を使用する場合の当サークルの権利と責任分界点および当サークルでの許諾範囲・方法は本ドキュメントによります。

PDF と Web 掲載の文面が異なる場合は PDF の記載内容を優先します。

ご不明な点がございましたら customer@circle-ics.com までお問い合わせください。

1 著作権の存在

「アイシーエス」(以下「当サークル」)が制作した「すべての著作物」(以下「作品」)の著作権は当サークルが保有しております。

「作品の制作にあたり当サークルと共同でかかわった者」(以下「共同制作者」)が存在する作品では、共同制作者にも著作権が存在します。

「原著者が存在する作品を基とする当サークルの作品」(以下「二次創作作品」)については、原著者の使用許諾条件に基づいて制作を行っております。

2 免責事項

当サークルの作品を視聴・聴取・閲覧なさったことによる不利益や損害は、当サークルの作品を使用する人・企業・団体(以下「使用者」)が責任を負うものとし、当サークルでは責任を負いません。ただし、作品に社会通念上認められる重大な瑕疵がある場合はこの限りではありません。

当サークルの作品にて発表・公開・紹介している各種情報について、正確性・道徳性・最新性・適切性など、その内容については一切の保証を致しかねます。

当サークル作品の視聴・聴取・閲覧におきましては、各自治体における青少年保護育成条例もしくは同義の条例に対し違反になる恐れがありますのでご注意ください。

3 作品利用の適用範囲

当サークルが「各種方法」によって頒布した作品について特に定めのない限り、以下 非営利目的の場合に適用となります。「各種方法」とは以下を指します。

- 各種頒布会や当サークルにて行う直接頒布
- 当サイトおよびグループ内サイトでのダウンロード頒布・ストリーミング配信
- 「当サークルが特に指定した場所ならびにサイト」での配信。「当サークルが特に指定した場所ならびにサイト」には以下を含みます。
 - － 各種頒布会での委託販売先

- － DLSite.com とその提携サイト
- － メロンブックス.com
- － Booth.pm
- － 各種動画・音楽公開サイト

4 許諾条件

営利・非営利で条件が異なります。各条件をご確認ください。なお許諾条件をすべて満たしていても営利・非営利問わず、許諾を行わない場合があります。

4.1 共通

作品の利用者に対し、「法令上認められている範囲および社会通念上認められる範囲」(以下「許諾範囲内」)での使用許諾をいたします。

ただし、以下にあたる行為は許諾範囲内であっても許諾致しません。

- 作品の編集により当サークルおよび共同制作者に不利益になるような作品の再構成やその作品を公開すること。ただし、この項でサンプリング・リミックスなどを妨げるものではありません。
- 二次創作作品の場合、作品の編集により原著者に不利益になるような作品の再構成やその作品を公開すること。なお、当サークル制作の二次創作作品については各作品タイトルに「(原作名)ファン(作品形態)(頒布媒体)」の記載もしくは作品内で二次創作であることを明示しております。
- 当サークルから特に依頼を行っていない作品の頒布を行うこと(引用範囲を逸脱したものも含みます)。具体例として新しい要素のない当サークル作品を用いた音声ファイル・動画ファイルの未許可・未承諾での公開行為(動画サイト・ダウンロードサイト・P2P ネットワークへのアップロード)がこれに当たります。
- 当サークルがその他の理由により作品の使用が不適当であると判断した場合

4.2 非営利での使用の場合

前項の条件を満たしている場合でかつ、非営利の場合には特にお問い合わせいただくことなく許諾いたします。

ただし、当サークルにて作品を確認した時点で許諾を行わないと判断する場合があります。この場合の後続の手続きは「許諾されていない作品への対処」および「準拠法および合意管轄」をご確認ください。

可能な限り、制作した作品に当サークル名「アイシーエス」またはサイト URL「<http://www.circle-ics.com/>」の表記をお願いします。

作品の構成・構造上、可能な場合はサイト URL の設置をお願いします。

また使用の際には customer@circle-ics.com にご一報いただくと当サークルでも作品のご紹介をいたします。是非お知らせください。

4.2.1 非営利での利用で条件への合致が不明な場合

利用に際して不明な点がある場合、customer@circle-ics.com にメールにてご相談ください。

非営利でのご利用の場合、お問い合わせいただいてから土日祝日を除く 5 日を過ぎても返答がない場合黙認されたものとお考えください。

4.3 営利目的の場合

営利目的の場合は非営利の場合と異なり、申請が必要かつ完成した成果物を先立って確認させていただきます。

対象・定義をご確認の上、該当する場合にこの手順に則ってください。

4.3.1 営利目的とみなす対象

営利目的での利用は以下の対象もしくは状況と致します。

- 設立登記が行われている企業・団体・組合が使用する場合
- その他法令等で法人格を認められている団体・組合が使用する場合
- 個人事業主税務署に「個人事業の開業届出書」を提出されている場合で、かつ「青色申告申請承認書」の提出がされている個人が使用する場合
- 個人もしくは法人格を持たない団体で、作品の公開によって「金銭的な対価」が得られる可能性のある場合
 - － 金銭的な対価とは、制作作品を有償で公開する場合に当サークル作品が含まれる作品のみを会計した際、1 年間で所得税法第 121 条 1 項 1 号の範囲を超えるかどうかで判断ください。
 - － 制作時点で範囲を超えないと判断した場合、非営利と同様の扱いで構いませんが超過がわかった時点でお知らせください。

4.3.2 手続き

非営利の場合と異なり、制作物の公開以前に当サークルに対し利用許諾の申請をしていただきます。

この際、当サークルより折り返しのご連絡を差し上げない場合は許諾を行わないものとします。

申請後作品の制作を行った後、完成した制作物を当サークルにご提示いただき、その確認後に正式な許諾を行います。

公開時の当サークルに対する条件等がありましたら書面（メールなども可）にて提示していただきます。

申請の際には以下の項目を併せてお知らせいただきます。（書式は特に定めません。）

- 企業の場合は会社名、団体の場合は団体名
- 氏名（企業・団体の場合は代表者名）
- 住所（企業・団体の場合。個人の場合は省略しても構いません）
- 連絡の取れる電話番号（企業・団体の場合。個人の場合は省略しても構いません）
- 連絡の取れるメールアドレス
- （個人の場合）連絡の取れる SNS サービスとアカウント名
- 過去実績（作品名など。完成作品をご提示いただいてもかまいません）
- （企業・団体の場合）主要取引先
- （企業・団体の場合）関連企業などの情報
- 使用用途・流通経路など完成作品の取り扱いについての詳細

二次創作作品を使用される場合同時に原作者の規定も適用となります。あわせてご確認ください。

許諾にあたっては当サークルより許諾した旨の書面をお送りいたします。詳細につきましては customer@circle-ics.com までお問い合わせください。

5 許諾されていない作品への対処

非営利の場合の許諾範囲外や営利の場合の許諾されていない作品を当サークルが確認した場合は、当サークル確認日より、該当する法令省令等で認められる期間のうちに利用者に予告なく然るべき対応を行う場合があります。

6 準拠法および合意管轄

本ドキュメントに関連する当サークルと作品の利用者との間で生じた一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

7 改訂履歴

2008/01/27 明文化

2008/04/08 一部条項の修正

2008/07/03 全面改定：作品制作の方法の変化に伴う他権利存在の追加、二次創作作品の責任分解点の存在、原則を法令・慣例法を優先に修正、許諾しない範囲の明記、営利目的の細分化

2009/03/06 補足の文面が改定前のものを引きずっていたので修正、サークル名の変更を行ったので修正、DL 販売について卸先が増えたので追加、「二次創作作品」が唐突に出てくるためその説明を追加、条文体裁を修正

2010/03/02 過去発生した諸問題についての当サークルの対応を追加

2010/04/19 外部作品投稿についてクリエイティブコモンズの利用をもって対応することを追加、項目が冗長化したも

のについて整理

- 2010/12/15 東京都の方へ作品視聴・閲覧の注意を追加
- 2010/12/24 文書の順序を整頓・一部項目で補足説明を追加
- 2011/12/23 サイトデザインの変更に伴い表示色を変更
- 2012/01/25 一部制限緩和及びニコニ・コモンズの利用に伴い条文ごとの整合をとる修正
- 2012/03/09 補足説明の追加、冗長になっていた表記の見直し、お問い合わせフォームの追記
- 2013/02/07 2010/12/15の東京都条例対応を全国対応に変更
- 2014/12/24 現状に合わせ委託頒布先などを追加、文面の見直し、営利目的の場合の個人もしくは法人格を持たないサークルの場合の条件を緩和
- 2015/05/20 正文をPDF化。併せて条文の整理と現状に合わせた一部条件の変更、罰則項目の追加、専属的合意管轄裁判所の設定、お問い合わせフォームアドレスの削除
- 2017/01/01 サークル本拠地移転に伴う条文の修正、現状に合わせた一部条件の変更、冗長表現の見直し、「各種登録に係る特記事項」および「外部サイト投稿・企画参加などの場合」の削除（別項目として独立）